

(別表)

令和8年度(2026年度)新規就農支援成事業細目

事業細目名	事業目的	助成対象経費及び助成額	採択基準等	変更申請を要する事由
① 熊本県青年農業者クラブ活動支援事業	青年農業者の育成及び青年農業者への理解を促進する	全国青年農業者会議等参加、国際研修、組織活性化、県民理解促進  (助成額) 500千円(定額)	県域及び県段階以上の活動であること	以下のいずれかの場合 ・事業費の30%以上の増減 ・助成額の変更
② 青年農業者海外派遣等支援事業	国際感覚に優れる者及び新規就農者等を育成する	海外農業派遣研修参加のための経費  (助成額) 一人当たり 200千円以内 (対象) 2人以内	・認定就農者もしくはその申請者であること ・熊本県で研修を終了したことが確認できること ・国、県、国際農業関係者交流協会の研修参加したこと	以下のいずれかの場合 ・事業費の30%以上の増減 ・助成額の変更
③ 学校農地クラブ等課題解決支援事業	将来の農業への意欲を高める	農業高校生が行う地域農業の調査・研究活動に必要な経費  (助成額) 一校当たり 150千円以内 (対象) 農業及び農業関連学科のある高等学校(分校は一校とする)	・2年以上継続して実行出来ること ・教育関係の補助事業と重複しないこと	以下のいずれかの場合 ・事業費の30%以上の増減 ・助成額の変更
④ 就農支援機関協議会事業	熊本県認定相手を農機連携の課題を解決する。	就農支援機関協議会が実施する指導者養成等に必要な経費  (助成額) 500千円以内	県域及び県段階以上の活動であること	以下のいずれかの場合 ・事業費の30%以上の増減 ・助成額の変更

事業細目名	事業目的	助成対象及び助成額	採択基準等	変更申請を要する事由
⑤ 就農準備型 研修機関等 支援事業	新規就農者研 修機関に對す る支援により、 新規就農者の 育成を促進す	広域型の研修 機関就農者相 談会等の経費 の参加による 消費活動に必 要な経費 国際農業交流 組織が海外農 業派遣研修等 を行う海外農 業派活動等に 必要経費  (助成額) 150千円以内	次のいずれか に該当すること ・ 対象とする 広域的な組 織であること ・ 新規就農者 育成総合策 (就農準備資 金)の研修機 関等であるこ と ・ 海外研修 経験者で組 織する団体 であること	以下のいずれ かに該当す る場合の増 減額の変更 ・ 事業費の 30%以上の 増減額 ・ 助成額の 変更
⑥ 地域新規就 農支援組織 活動等支援	地域定住を 目指す地域の 担い手の育成 ・ 体制の整備 を促進する。	地域就農支 援協議会が 実施する研 修会の開催 ・ 相談会等 の体制整備 に必要経費  (助成額) 150千円以内	地域就農支 援協議会 等	以下のいずれ かに該当す る場合の増 減額の変更 ・ 事業費の 30%以上の 増減額 ・ 助成額の 変更
⑦ 地方青年農 業課題解決 事業	地方の青年 農業者が組 織する主体的 な研修の進 捗を促進す る。青年農 業者の資質 を向上する。	地方青年農 業者組織が 実施するリ ーダー研修 会、流通研 修会、地域 課題解決活 動等(プロ ジェクト)等 に必要な経 費  (助成額) 100千円以内 (対象) 地域農業者 クラブ 11団体	地方の青年 農業者クラ ブ等	以下のいずれ かに該当す る場合の増 減額の変更 ・ 事業費の 30%以上の 増減額 ・ 助成額の 変更